

令和3年度事業計画

第1 はじめに

1 明確となった「使命」を具現化するために

令和元年6月12日に公布された改正司法書士法は、(1)簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への関与の大幅な増加(2)空き家問題・所有者不明土地問題への対応(3)自然災害における復興支援等に専門家として参画していることといった、平成の司法書士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする」こととされた。

この使命は極めて重い。

なぜなら、「自由かつ公正な社会の形成」という用語が使われている法律は他に4つ(「中央省庁等改革基本法」「司法制度改革推進法」「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」「総合法律支援法」)があるが、そのいずれもが、行政改革と司法制度改革という我が国の統治のあり方についての基本的な姿勢に係る法律であり、我が国の社会経済構造を、国際基準を意識した法的な運営に変えていくことを企図して制定されたものであること、そしてその目標こそが、「もってより自由かつ公正な社会の形成に資する」ことだと表現されているからである。

さらに、上記4法では「より自由かつ公正な・・・」と改革の方向性を示すものとして制定時の課題を提示する文脈で使用されているのに対し、改正司法書士法では、「より」が削られることにより、時代を超えた絶対的な理念として示されている。

つまり、この改正司法書士法の使命規定は、行政改革・司法改革の基本理念に連なる大きな旗印とも言えるのである。

現在の司法書士制度を取り巻く状況を踏まえて、この明確となった使命にいかに対応していくべきか、どのように使命を果たしていくべきか。具体的な課題について会員とともに考え、行動に移していきたい。

また、国民に負託された使命を十全に果たすためには、司法書士倫理の改訂並びにさらなる基盤整備及び業務の拡充のための司法書士法改正が不可欠であり、これらについてスピード感をもって対応する必要がある。

2 ウィズコロナの時代を生きる司法書士として

新型コロナウイルス感染症は未だ収束が見えず、その影響の長期化が予想される。

社会経済活動の停滞は、経済面への影響のみならず、それ以前からある貧困や格差の拡大、社会的孤立の深刻化をもたらし、市民の健康や命にかかわる深刻な事態を生んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、経済活動や社会生活のあり

方は一変した。行政手続や裁判手続だけでなく、企業法務、不動産取引、金融機関の手続など司法書士の業務に関わる各分野において、デジタル化・リモート化のスピードが加速するとともに、人々の行動変容によって、今後、人や仕事の流れが大都市集中型から地方分散型へとシフトしていくことが考えられる。司法書士は、全国に普く存在する法律家としてこの未曾有の事態と変化に素早くかつ柔軟に対応していかなくてはならない。

新しい社会像、社会的価値観は、今後の司法書士業務にも大きな影響を与えることとなる。新しい社会様式の実現には、必ず新しいイノベーションが求められるからである。

期待される新しいイノベーションは、広範で多様なものであり、世界的な課題であるが、その一つには、日常生活や経済活動等の様々な場面において、非接触のサイバー空間と接触が生じる実空間とが継ぎ目なく連携され、新型コロナウイルス感染症を予防しつつメリットを享受できる社会であると考えられる。このようなイノベーションに、法律家団体として、行政や事業者などと連携し積極的に取り組む必要がある。

3 超高齢社会と大相続時代への対応

日本は年少人口 12.1%、高齢者人口 28.4%という超少子高齢社会に突入している。死亡数は既に毎年 130 万人を超え増加の一途を辿っている一方で、人生 100 年時代と言われる長寿社会を迎え、エンディングへの関心や高齢者が保有する資産の承継手続に関する需要が高まっている。各士業だけでなく企業等の事業者がこれらの需要に対応するためさまざまなサービスを提供する中、不動産の相続をはじめとした財産承継手続の専門家である司法書士が、市民が安心して利用できる法的サービスを提供するため、その役割を果たしていく必要がある。

4 所有者不明土地問題の総括としての民法・不動産登記法改正

法制審議会民法・不動産登記法部会において、相続登記の促進を含む所有者不明土地の対応と、将来に向け所有者不明土地を発生させないための方策が令和 3 年 2 月に取りまとめられた。令和 3 年通常国会で「民法等の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」として審議がなされ、これらの法案が可決された。

この法改正は、不動産の権利関係及び不動産登記に対する市民の関心や価値観に変化をもたらし、司法書士の実務に大きな影響を与えるものである。ここで司法書士に期待されている役割は大きく分けて以下の 4 つある。

- (1) 相続登記の義務化がされることに伴う、相続登記の法律専門家としての役割
- (2) 新たに創設される土地管理人等や、見直しがされる不在者財産管理人や相続財産管理人等の財産管理人としての役割
- (3) 新たに創設される所在等不明共有者の共有持分の取得手続や譲渡手続、見直しがされる共有物分割訴訟を活用した共有不動産の処分の法律専門家としての役割

(4) 新たに創設される土地所有権の国庫への帰属の承認手続における役割

また、遺産分割調停申立書類作成、後見制度の利用や民事信託の活用などの既存のメニューを併せた、事案に応じた適切な問題解決が期待されることとなるので、相続手続の専門家として、国民の高まる期待に真摯に丁寧に応えていかなければならない。

5 デジタル・トランスフォーメーションへの対応～司法書士業務におけるイノベーションを～

デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）とは、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」という概念である。

政府は令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、令和3年通常国会では「デジタル庁設置法案」「デジタル社会形成基本法案」及び関連法の一括整備法案が審議されている。デジタル庁は9月1日の発足を目指すこととされ、これらの法律の成立とともに行政がDXに動き出し、経済社会全体のDXに進展していくものと思われる。

コロナ禍におけるリモート社会の加速化の流れで、書面・押印・対面手続の見直しにより電子署名・電子契約とそのインフラであるマイナンバーカード（公的個人認証サービスによる電子証明書）の利用の普及が進んでいる。言うまでもなく、これらは、すべての業務に通ずるものであるが、登記の分野においては、法人向けワンストップサービスの実現に対応するための商業登記法・商業登記規則の改正が先行し、本年2月15日からは、電子署名をすべき者が印鑑提出者である場合に付すべき電子証明書についての削除を伴う改正商業登記規則が施行され、公的個人認証サービスによる電子証明書を活用した商業法人登記の申請が可能になっている。これまで以上に手続内容の真実性をいかにして担保するかが重要な課題となり、これを担うのは司法書士にほかならない。

また、AIの進展が資格者の存亡に影響を与えることが懸念されるが、AIによっても代替ができない仕事の特徴として、①「創造的な思考」②「ソーシャル・インテリジェンス」（説得や交渉等、相手の心の動きを推し量りながら何らかの目的意識に沿って情報を引き出し、それに基づいて提案を行ったり、納得を得たりする力）③「非定型」が挙げられている。これに加え、AIによる代替が困難な局面として、専門職能が有する高度の倫理観が挙げられる。司法書士もAIに代替されることのない、つまり人にこそ求められる業務を中核とすることへのシフトが求められる。

新しい社会像、社会的価値観に基づくデジタルシフトにより、デジタル化できないもの（アナログ）の価値が向上するという側面がある。登記の真実性を担保するためにこれまで司法書士が行ってきた人・物・意思の確認の意義・価値を高めていくことが、国民に対する登記制度の信頼を盤石にすることに繋がり、もって、登記業務における司法書士の有用性を

さらに高めることになろう。

進化するデジタル技術を積極的に取り入れ、司法書士の専門的知見や倫理観を活かした、これまでのアナログの業務とのハイブリッドによる新世代の登記業務を早期に構築すること、つまり、登記業務におけるイノベーションを我々の力で創り上げていくことが、いま求められている。

以上が現在の司法書士界を取り巻く総合的な情勢であるが、これらを念頭に置きつつ、当山梨県司法書士会として、令和3年度においては以下の各事業を行う。

総務部

1 厚生委員会

- ①会員相互の親睦を深め情報交換を密にするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、親睦会、新年互礼会、親睦旅行等を企画し実施する。
- ②人間ドック助成制度の一層の普及を図る。
- ③司法書士会館の適正な運営を図る。

2 登録調査・表彰等選考委員会

- ①登録等の申請者の審査
- ②各種表彰者の選考

3 事故処理委員会

司法書士賠償責任保険の請求があった場合、迅速に対応する。

4 総務委員会

①会則等の整備

必要に応じて会則等を改正するとともに、規則・規程・細則等のチェックや整備をする。

②新たな検討課題への対処

WEB 会議システムに関する運用についてなど新たな検討課題があれば、必要に応じて会議を開き、検討する。

5 苦情対応窓口

- ①市民からの苦情に対しては、迅速な対応を行い早期に問題解決を図っていく。
- ②綱紀案件にならないよう配慮するとともに、問題の把握に努め、親身になって苦情申出人の話を聞き感情を和らげられるような対応を心掛ける。

6 紛議調停委員会

紛議調停の申立があった場合は、誠実に対応する。

7 非司排除委員会

非司行為をする者及び疑いのある者並びにそれらの者に業務を依頼する者に対し、司法書士法 7 3 条（非司等の取締り）の規定を周知する。違反者の告発及び告訴等を行うため、関係機関との連携・協力を推進する。司法書士法施行規則第 4 1 条の 2（司法書士法等違反に関する調査）の規定による法務局長からの調査委嘱に対応し、調査を実施する。

経 理 部

不安定な世の中にあって会員の事件数も減少傾向にあり、会員の収入も思うにまかせぬ現状にあることを認識しながら、次のことを今年度の目標に掲げて努力する。

- ① 予算執行にあっては、適正を旨とし可能な限り節約につとめる。
- ② 会計処理の適正を確保するとともに各種事業活動への支援のあり方の適正及び迅速性を図る。

業 務 部

1 業務推進委員会

- (1) 事業承継、相続手続や民事信託等の司法書士業務としての課題の検討を行う。
- (2) 法務局、裁判所、法テラス、その他関連機関等に関する情報収集や周知活動を行う。
- (3) 企画部、研修部等の他部と連携し、収集した情報の共有を図る。

2 本年度予定される関連会議

- ・ 司法書士会、弁護士会、法テラス山梨連絡協議会（年3回）
- ・ ブロック会法テラス担当者別会議
- ・ 生活困窮者自立支援に係る法テラス山梨地方協議会（年2回）

研 修 部

1 会員向け実務研修会の開催

課せられている研修12単位（うち2単位は倫理研修単位）を満たすのに十分な単位取得機会（1月に1回程度）を提供する。

現実に開催するもののほか、オンライン会議システム「ZOOM」を最大限活用し、講師、テーマ共に幅広い研修会を企画、開催する。

相続登記の義務化を主な内容とする民法・不動産登記法の改正に対応した研修会の企画実施に重点を置く。

年次制研修の開催

令和2年度（中止したため）及び今年度の対象者を対象に行う。

研修課題については中央研修所作成・編集のものに移行する。

- ◎ 例年にならい11月の開催予定

2 部会の開催

従来の会議形式のみでなく「ZOOM」を利用した部会も行う。

- ◎ 会議形式（年3～5回程度）及び担当者会議形式（随時）

3 新人研修制度の構築検討

少なくとも関東ブロック内で単位会独自の新人研修制度が存在しないのは当会のみである。合格者数の差こそあれど、現状のままでよいのかは一考の余地がある。

- 4 取得単位率向上のための取組み
 - (ア) 研修テーマの精査
 - (イ) 単位取得状況の会員への通知
 - (ウ) 会員に対する研修案内
 - (エ) 課題研修の導入の検討
 - (オ) 単位未取得者を主な対象とした、支部研修等の開催検討

広 報 部

1. 対内広報

会員相互の情報交換及び、会務の会員への周知、連絡の為に本年度も下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・甲州路発行（機関紙） 8月上旬発行予定
なお、昨年度実施した会員からの原稿の募集を活性化させるための、投稿謝礼（原稿料）を本年度も検討。
- ・かいいん通信発行

2. 対外広報

司法書士制度の周知及び、山梨県司法書士会の活動を広く市民に PR するため下記の通りの広報活動を行っていく予定である。

- ・山梨日日新聞に月極広告掲載 8か月～9か月予定（予算90万円）
- ・山梨県リーガルサポートセンター、青司協の主導によるラジオ局 FM Fuji にて、3か月間の毎週1回の5分～7分番組を計画するについて（共催）
(なお、これにあてる予算20万円)
- ・山梨日日新聞新年トップインタビュー 予定
- ・ヴァンフォーレ甲府の団扇広告予定
- ・司法書士の日無料相談会開催予定 8月3日 場所：県立図書館1F（共催）
- ・山梨県司法書士会 PR グッズ作成検討
相談会における相談者の満足度の向上及び、次に繋げる手段として PR グッズを作成し配布を検討。
- ・市町村広報誌における有料広告掲載検討
広報媒体としての、市町村広報の有用性を鑑み、有料広告欄に PR 文の掲載を検討。
- ・HP の活用方法の検討（リニューアルを含む）

企 画 事 業 部

年々多様化する司法書士業務の中で、司法書士へ期待される役割も多岐にわたっている。「空家対策」「所有者不明土地対策」「災害時対策」等、各地域によって対応も様々である。司法書士が社会に対して責任ある職能として存在し、市民から信頼され、専門性のさらなる向上に役立つ取り組みをしていくためには、これまで以上に地域社会との連携が必要である。

司法書士業務の拡大と発展のために、社会問題に対し積極的な対応を心がけていくと共に、各会員には、各種事業に積極的に協力いただけるように促していきたい。

1 総合相談センター

①新型コロナウイルスの感染状況を注視しながら、定例相談会を企画・運営します。

「相続登記相談センター」名の相談会を積極的に行い、相続登記の促進を図ります。

税理士会、宅建協会など関係機関との共催相談会を企画します。

法テラスにおける法律相談を強化します。

遺言保管制度に絡めた企画相談ができないか検討いたします。

各地域における相談機会を増加できるよう、相談会を企画・検討いたします。

相談会における直接受託の推進と、一部納入金（10%）の納入徹底を図ります。

②定例相談会の開催

(各回派遣数)

金曜相談会	第4金曜日	18時～20時	3名
甲斐市相談会	第2金曜日	13時～17時	4名
南アルプス市相談会	第3木曜日	13時～16時	4名
甲府市役所相談会	第1水曜日	10時～13時	2名
火曜相談会	第1・第3火曜日	13時～16時	3名
笛吹市総合相談会	毎月1回程度	13時30分～15時30分	1名
富士吉田市役所	毎月10日	13時～16時	1名
都留市中心配ごと相談所	第1・第3金曜日	13時～16時	1名
富士急百貨店相談会	第3水曜日	13時～16時	3名
峡東相談会	毎月1回	13時～16時	3名

③単発の相談会

法の日相談会	各支部にて開催
相続登記はお済ですか月間相談会	各支部にて開催
税理士会・司法書士会合同相談会	かいてらす（地場産業センター）で開催
宅建協会との合同相談会	
遺言に関する相談会	

④各種団体の開催する相談会への相談員派遣

- 1日合同行政相談会
- 法務局との共催相談会・セミナー

十士会合同相談会（担当は土地家屋調査士会）
多重債務者相談強化キャンペーン（県民生活センター主催）年2回
法律扶助の日無料相談会（山梨県弁護士会館）
法テラスの日広報活動（甲府駅でグッズ配布）・法テラスの日無料相談会

2 調停センター

（1）調停センターの運営について

- ① 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底的に行います。
- ② 広報担当リーダー及び研修担当リーダーのもと、運営委員全員で運営し、広報活動及び研修会をさらに充実してまいります。
- ③ 各支部・各種団体への説明等引き続き積極的な広報活動を行うと共に、無料の SNS 並びに会員通信を利用させて頂き、当センターの内外広報活動に、より力を入れていきます。
- ④ 事件管理者・手続実施者のスキル向上や新たな手続実施者養成のため、山梨県司法書士会会員向けのさらに充実した研修会を行いたいと思います。
- ⑤ 規程類の修正又は運営上の文書類作成、セミナー又は研修会等の内容の決定のため、また、事案の受託方法や関東ブロック・日本司法書士会連合会・他県調停センターの運営状況の把握のために運営委員会を開催します。
- ⑥ 新たな展開のための運営を行います。

（2）案件受託のための工夫

- ① 昨年度に引き続きパンフレットの配付及びホームページの活用を行います。また、各種団体へ積極的に広報活動を行います。
- ② 会員が相談を受けた事案や各相談会場で開催される無料相談及び司法書士総合相談センターに持ち込まれた事案について、ADRによる解決に向けたものについて、当センターを紹介してもらえよう働きかけを行うと共に、運営委員が相談員として積極的に相談会へ参加します。

（3）研修会（セミナー）の実施及び参加

運営委員及び手続実施者名簿登載者の個々のスキルアップのため、また、山梨県司法書士会会員から新たに手続実施者や事件管理者を名簿登載・育成するために、研修会の実施やセミナーへ参加したいと思います。

（4）事案の積極的受託

より多くの市民の皆様のお役に立てるよう1つでも多くの事案を積極的に受託します。

3 開業支援司法過疎対策委員会

開業支援対策、司法過疎対策について今何をすべきか検討する。

4 空家対策委員会

1. 積極的な空家対策事業の推進
2. 各団体・市町村との空家対策に関する協定書の締結
3. 空家等対策に関する相談会の実施並びに講師の派遣
4. 市町村に対する空家対策協議会等への委員派遣
5. 空家等対策業務に関する当会事業担当者向けの研修
6. 空家等対策事業担当者の募集及び名簿登載作業
7. 空家等対策事業に関する情報収集及び他団体との情報交換